



目次

- [概要](#)
- [背景](#)
- [時期](#)
- [適用範囲](#)
- [ESRS 報告の改正案](#)
- [EUT 報告の改正案](#)
- [次のステップ](#)
- [連絡先](#)

欧州サステナビリティ報告—オムニバスのアップデートおよび欧州サステナビリティ報告基準の改正提案

概要

この *Heads up* は、2025 年 2 月に欧州委員会のオムニバスプロポーザルが公表されて以来の進展について説明しており、改正および簡素化された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する公開草案の公表、および米国企業に関連する考慮事項が含まれます。

背景

2025 年 2 月 26 日に欧州委員会（EC）は、現在、[企業サステナビリティ報告指令](#)（CSRD）、[EU タクソミー](#)（EUT）、[企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令](#)（CSDDD）の適用範囲に含まれる企業に関する、サステナビリティ報告とデュー・ディリジェンスの要求事項を大幅に削減することを目的としたオムニバス法案を公表しました。改正は、様々な指令及び委任法令を通じて実施されます。詳細については、Deloitte の 2025 年 3 月 7 日の [Heads Up](#) を参照してください。

オムニバスプロポーザルおよび関連する委任法令の規定は、EU の法的手続きを進行する中で変更される可能性があります。2 月以降、欧州委員会（EC）、欧州議会は、改正案を前進させるために多くの措置を講じてきました。この提案には、以下の分野における主要な変更が含まれています。

- **時期** - (1) CSRD 報告の一部の適用を延期する。(2) 現在報告している要求事項の経過措置を延長する。および (3) 法制化の期限と CSDDD の適用を延期する。
- **範囲** - CSRD、EUT、および CSDDD の適用範囲およびその他の規定の修正
- **報告要求事項** - **ESRS** および **EUT** における報告要求事項の改正

ESRS の報告要求事項を改正するプロセスを進めるために、EC は EFRAG に対し、改正および簡素化された ESRS を起草するよう指示しました。2025 年 7 月 31 日、EFRAG は、12 の改正 ESRS の **公開草案** (ED)¹ を発表しました。提案された重要な変更は次のとおりです。

- 包括的な原則として情報の重要性をより重視すること
- ダブルマテリアリティ評価の簡素化
- 適正な表示 (Fair presentation) の原則の強調
- データポイント数と必須アプリケーションガイダンスの量の削減、および一部の「開示してもよい (may disclose)」内容を強制力のないガイダンス (Non-Mandatory Illustrative Guidance ; NMIG) に移行
- 全般的な開示要求 (GDR)² とトピック別開示要求との関係の簡素化
- 企業がどのようにサステナビリティへのインパクト、リスク、および機会 (IRO) を管理しているかに重点強化を伴う、情報の表示方法の柔軟性の向上
- 基準の理解可能性、明確さ、利用性の向上
- その他の救済措置の導入
- グローバル基準との相互運用可能性の強化

企業は、立法過程において生じ得る追加的な変更を引き続き監視する必要があります。

時期

「ストップ・ザ・クロック」指令

2025 年 4 月 3 日、欧州議会は、EU 理事会が「**指令 (EU) 2025/794**」(「ストップ・ザ・クロック」法案) として採択した **オムニバス I「COM (2025) 80」**³ (「ストップ・ザ・クロック」指令) を承認することを投票で決めました。この指令は、2025 年 4 月 16 日に「EU 官報」に掲載され、2025 年 4 月 17 日に施行されました。加盟国は、2025 年の報告期間に有効になるよう、2025 年 12 月 31 日までに法制化することが求められています。

¹ 12 の改正 ESRS の ED に加え、EFRAG は各 ED の修正記録、さらに読み進めるための追加公表物および関連文書を発行しました。これらには、「強制力のないガイダンス (Non-Mandatory Illustrative Guidance)」、「結論の根拠 (Basis for Conclusions)」、「付属書 II: 略語のリストと用語集 (Annex II : Aggregated Acronyms and Glossary of Terms)」（個別のマークアップ版を含む）、1 ページのブリーフィング、FAQ 文書、「ステークホルダー意見書の概要 (Summary of Stakeholder Inputs) 」などがあります。各文書は EFRAG の Web サイト <https://www.efrag.org/en/amended-esrs> で入手できます。

² ED における ESRS の改正案には、「最低開示要求」の名称を「全般的な開示要求」に変更することが含まれます。

³ 「加盟国が特定の企業サステナビリティ報告およびデュー・ディリジェンスの要求事項を適用すべき日付に関して指令 (EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760 を改正する欧州議会および欧州委員会指令案」

ストップ・ザ・クロック指令は、CSRD が要求する EUT 開示を含む現在の CSRD に基づく特定の企業に対する既存の報告要求の適用を 2 年延期し、CSDDD の要求事項の第 1 フェーズに準拠する発効日を 1 年遅らせます。CSRD に基づく報告要求の対象となる企業については、EUT 開示を含め、Wave2⁴企業（Wave1⁵対象外の大規模企業）の発効日が 2025 年から 2027 年に変更され、Wave3⁶企業（上場中小企業[SMEs]、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）の発効日が 2026 年から 2028 年に変更されました。Wave4⁷企業（EU 域外企業）の 2028 年の発効日は変更されませんでした。同指令はまた、CSDDD の要求事項の第 1 フェーズに準拠する発効日を 1 年変更し、2028 年 7 月 26 日としました。

「応急処置（Quick Fix）」改正

Wave1 企業はストップ・ザ・クロック指令の対象外であるため、EC は 2025 年 7 月 11 日の委任法令により、これらの企業に 2024 年に適用された報告レベルを以下の措置により 2025 年および 2026 年の報告においても維持することを認める CSRD の「Quick Fix」改正を採択しました。

（1）報告の初年度および 2 年目に適用される特定の経過措置を延長し、（2）特定の場合には、追加的な報告の救済措置を提供。委任法令は、「EU 官報」に掲載されてから 3 日後に効力が生じ、2025 年 1 月 1 日に発効します。

適用範囲

内容の簡素化に関する提案（Content Proposal）

[Omnibus I—COM \(2025\) 81](#)⁸（「Content Proposal」）は、CSRD、EUT および CSDDD の適用範囲およびその他特定の規定を変更するものです。Content Proposal では、CSRD の適用範囲を後述するように貸借対照表日の従業員数が平均 1,000 超の大規模な EU 企業に限定し、米国およびその他の EU 域外グループによる企業レベルの報告のための売上高の閾値を引き上げることで CSRD の対象となる企業を削減します⁹。また、EUT の報告義務を、CSRD への準拠が要求され、かつ純売上高が 4 億 5000 万ユーロを超える EU 企業に限定します。CSDDD の定量的閾値の変更は提案されていません。ただし、Content Proposal は、以下に述べるように、要求されるデュー・ディリジェンス活動の範囲を削減することになります。適用範囲の改正案の詳細については、Deloitte の 2025 年 3 月 7 日付け [Heads Up](#) を参照してください。本 Heads Up の公表日時点で、Content Proposal は、共同立法プロセスの下での交渉のために欧州議会および EU 理事会に提出されています。2025 年 6 月、EU 理事会は理事会の[交渉ポジション](#)に合意しました。欧州議会はまだ交渉ポジションを採択していません。欧州議会のオムニバス報告者は 2025 年 5 月 26 日付で[報告書草案](#)を公表し、2025 年 7 月 15 日の欧州議会 JURI 委員会において[いくつかの改正案](#)を提示し、最終的な交渉上のポジションに影響を与える可能性のあるさまざまな政党の幅広い見解が強調されました。欧州議会は 2025 年 10 月に最終的なポジションの採択について投票する予定です。

⁴Wave2 には、（1）EU の規制市場に上場しているすべての大規模な米国企業と、（2）EU 規制市場に上場しているかどうかにかかわらず、EU に拠点を置く大規模な米国企業の子会社が含まれます。

⁵従業員 500 人超の EU 規制市場における大規模公益企業（PIE）および発行体；そのような企業は一般的に既に非財務報告指令（NFRD）の適用範囲に含まれています。Wave1 には、（1）EU 規制市場に上場している従業員 500 人超の米国大規模企業、および（2）PIE または規制市場に上場している従業員 500 人超の EU 拠点の子会社が含まれます。

⁶EU 規制市場の上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業。Wave3 には、これらの規準を満たす米国上場企業および EU 拠点子会社が含まれます。

⁷EU 域内で一定の基準を超える事業を行っている EU 域外企業。この報告書は、連結された EU 域外の最終親会社または企業レベルで、EU 域内の子会社または支店によって発行されます。Wave4 には、基準を満たす EU 域内で事業を展開するすべての米国企業が含まれます。

⁸「特定の企業のサステナビリティ報告およびデュー・ディリジェンス要求事項に関する指令 2006/43/EC、2013/34/EU、（EU）2022/2464 および（EU）2024/1760 を改正する欧州議会および欧州委員会指令案」

⁹本提案は、EU 域外の最終親会社の子会社または支店に対し、グループのインパクトに関するサステナビリティレポートの開示を要求する純売上高の閾値を、グループレベルで EU 域内の 1 億 5000 万ユーロから 4 億 5000 万ユーロに引き上げるものです。EU 域内の支店の基準額は 4000 万ユーロから 5000 万ユーロに引き上げられますが、これは EU 会計指令（Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of Council）の第 3 条（4）に定義されている大規模企業の純売上高基準に沿ったものです。

欧州議会が最終的なポジションを採択した後、三者協議（trilogue）が始まります。交渉の期間は不明で、さまざまな要因によって影響を受ける可能性があります。最終決定され、採択されれば、この法律は「EU 官報」に掲載された後に発効され、EU 加盟国において法制化される必要があります。Content Proposal は、「EU 官報」に掲載されてから 12 ヶ月後までに現地法制化されなければなりません。

CSRD に関しては、共同立法プロセスの結果として提案された Content Proposal の主な改正案には、適用範囲、時期、移行計画を採択する義務、特定の子会社の免除規定の拡張、バリューチェーンから要求できる情報の制限、限定的保証基準の採択時期の修正、特定の報告と保証の経過措置に関する規定が含まれます。

提案された改正案は、EU レベルの報告（Wave4 企業レベルの報告を除くすべての報告）の閾値を引き上げることによって、CSRD の適用範囲に影響を及ぼします¹⁰。欧州委員会の交渉ポジションは、提案された 1,000 人の従業員基準を維持し、4 億 5000 万ユーロ超の売上高基準を設定することです。欧州議会に提出された提案は、既存の CSRD¹¹適用範囲の基準を維持することから、基準を売上高 4 億 5000 万ユーロ超、従業員 3,000 人超に引き上げることまで多岐にわたります。提案は、欧州議会が交渉ポジションを最終決定するまで変更される可能性があります。

Content Proposal には、CSDDD の要求事項を簡素化し、削減するための規定も含まれています。欧州委員会の交渉ポジションおよび欧州議会に提出された提案の草案には、ガイダンスの範囲内にある企業、採択および移行の時期、移行計画の採択義務に関する追加的な変更が含まれています。

ESRS 報告の改正案

Content Proposal では、CSRD への対応が求められる企業の規準を示している一方、CSRD が適用される企業が求められるサステナビリティ報告を定める ESRS の改正および簡素化へのコミットも含まれています。オムニバスプロポーザルでは、報告が求められるデータポイントの大幅な削減、不明確な規定の見直し、他の法律との整合性の向上、ダブルマテリアリティ原則を適用するための指示を明確にすることを目指しています。

2025 年 3 月 27 日付の書簡において、EC は EFRAG に対し、既存の ESRS の簡素化に関する技術的助言を提供するよう正式に要請しました。2025 年 7 月 31 日、EFRAG は、EC に対する技術的助言となる ESRS の改正案を提示した [ED](#) を発表しました。ED は 2025 年 9 月 29 日までパブリックコメントを募集しています。最終的な技術的助言は、一般からのフィードバックの結果、ED とは異なる可能性があります。受領後、EC は EFRAG の技術的助言を検討しますが、技術的助言とは異なる改正 ESRS を採用することができ

¹⁰ Content Proposal には、既存の CSRD 適用範囲に従業員 1,000 人の閾値を追加することが含まれています。

¹¹ 米国を拠点とする企業の観点から見た既存の CSRD の適用範囲は、EU の規制市場に上場している米国の大規模企業と、米国企業のすべての大規模な EU 域内子会社です。大規模企業/大規模グループとは、CSRD の定義によれば、EU 企業または EU 親会社（連結ベース）であって、貸借対照表日時点で連続する 2 会計年度において、従業員数が平均 250 人超、貸借対照表計上額が 2500 万ユーロ超、売上高が 5000 万ユーロ超という 3 つの規準のうちの 2 つ以上を満たすものをいいます。

EFRAG は、提案で特定された簡素化の目的を達成するために、ESRS の改正案を作成する際に使用した以下のレバー（lever）を特定しました。

- [レバー1- ダブルマテリアリティ評価（DMA）の簡素化](#)
- [レバー2- サステナビリティステートメントの読みやすさ・簡潔さの改善と企業報告全体への統合](#)
- [レバー3- GDR とトピック別要求事項の関係に対する重要な修正](#)
- [レバー4- 基準の理解可能性、明確さ、利便性の向上](#)
- [レバー5- 企業の負担を軽減するための追加的な救済措置の提案](#)
- [レバー6- 他のグローバルサステナビリティ報告のフレームワークとの相互運用可能性の強化](#)

これらの各レバーについては、以下でさらに説明します。

主な変更点の概要

全体的な改正と構造

ESRS は、相互に補完、作用することを目的とした 2 つの基準カテゴリを使用しています。

- 以下の適用されるクロスカッティング基準
 - CSRD によって改正された会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般的な要求事項（ESRS 1「全般要求事項」）
 - 活動分野にかかわらずすべての企業（すなわちセクター共通）（2）サステナビリティトピック全体に適用される全般的な開示事項（ESRS 2「全般開示事項」）
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティトピックをカバーするトピック別基準

EC がオムニバスプロポーザルの中で採択する予定がないと述べているため、セクター別基準は構成に含まれていません。

EFRAG の ED に含まれる提案は、ESRS の全体構造を簡素化するものです。提案されている変更は次のとおりです。

- 必須の（「Shall」）要求事項を簡素化する意図から再検討。それらは基準本体に表示されます。
- 「サブサブトピック」の削除、関連セクションまたは開示要求とともにボックス形式で表示することを含む、適用要件（Application Requirements：AR）の縮小と簡素化
- 「最低開示要求（MDR）」を「全般的な開示要求（GDR）」という名称に変更。GDR とトピック別基準との関係も簡素化されます
- ESRS 本文に残る一部を除き、任意の（「may」）開示要求は廃止するか、独立した強制力のないガイダンス（Non mandatory Illustrative Guidance（NMIG））文書に移行
- 企業固有の情報を特定するためのガイダンスの情報源として、ISSB が公表している IFRS サステナビリティ開示基準、SASB 基準、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）のセクター別基準への参照を追加。セクター別基準は策定されていません

レバー1：ダブルマテリアリティ評価の簡素化

サステナビリティステートメントで報告される重要性のある IRO と重要性のある情報の識別を明確化、簡素化するための ESRS 1 の改正案には、以下のものが含まれます。

- **情報の全体的なフィルターとしての重要性**— ESRS の包括的な原則として、情報の重要性をより強調し、この重要性フィルターが、トピック別基準の開示要求や企業固有の開示に加え ESRS2 の全般的開示要求を含む、一般目的のサステナビリティステートメントに含まれるすべての情報に適用されることを明確にします（すべてのデータポイントが重要性の対象となる）
- **実務上の考慮事項**— プロセス全体の複雑さと不必要なスコアリングを軽減する目的で、DMA の実行における実務上の考慮事項に関する新しいセクションを導入します。改正された基準は、DMA プロセスに対してトップダウンまたはボトムアップのいずれかのアプローチを使用できることを明確にします。例えば、トップダウンアプローチを採用する企業は、企業のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、その他の要因に基づいて、あるトピックが重要性のある IRO につながるかどうかを判断するための定性的評価を行うことができるかもしれません。結論を裏付けるために必要な情報のレベルは、合理的かつ状況に見合ったものであることが期待されます。



点と点の接続

改正案は、アプローチに柔軟性を与え、重要性のある IRO を決定する際の定性的評価を可能にしますが、それでもなお、企業は十分に文書化された DMA プロセスを作成することが期待されます。作成者は、その評価が徹底的かつ十分に裏付けられたものであり、企業のビジネスモデル、バリューチェーンおよび戦略と整合的な方法で、重要性のある IRO の公正かつ公平な評価を反映していることを確認すべきです。このアプローチは、サステナビリティ開示の信頼性を支えるだけでなく、経営者が保証提供者に対してそのプロセスの十分な証拠を示すことを可能にします。最終的には、定性的な方法が採用されている場合でも、重要性のあるトピックと IRO が適切に特定され、対処されていることを証明するためには、十分に文書化され、方法論的に健全な DMA プロセスが重要です。

- **報告レベルの柔軟性**— 不必要な粒度を避け、より焦点を絞った報告を奨励することを目的として、重要性のある IRO の特定と報告すべきトピックおよびサブトピックとの関係を明確にします。これには、企業が IRO の性質及び管理方法に基づいてどのレベルで報告するかを決定する柔軟性を高めることが含まれます。例えば、重要性のある IRO については、個別の IRO レベルまたはトピックレベルのいずれかで報告することができます。本提案はまた、重要性のある IRO がサブトピックのみに関連する場合、報告される情報はそのサブトピックに限定されるべきであり、トピック内のすべてのデータポイントの報告をすべきではないことを明確にします。
- **トピックのリスト**— オリジナルの ESRS の ESRS 1 の付録 A の AR 16 に含まれているトピックとサブトピックの表を簡素化し、提案された ESRS 1 の付録 A に拘束力のないガイダンスとして含めています。サブサブトピックレベルは削除されます。
- **グロス・ネット**— パブリックコメントや実際に見られる相違に対応してインパクトマテリアリティを評価する際に、修復、緩和、防止の方針と行動をどのように組み込むかについての新しいガイダンスを提供します。¹²

¹² 改正された ESRS ED に関する協議に沿って、EFRAG は「グロス・ネット」のフィールドテストを開始し、提案されたガイダンスに関する作成者のフィードバックを求めました。フィールドテストに参加するための作成者の申し込み期限は 2025 年 8 月 18 日でした。

- **適正な表示（Fair Presentation）のフレームワーク—ESRS が適正な表示のフレームワークであることを示します。**このようなフレームワークでは、ESRS の要件にしたがって、企業の重要性のある IRO を忠実に表示することが求められます。適正な表示を達成するために、企業は、ESRS 1 の付録 B に定義されているとおり、情報の質的特性（関連性、比較可能性、検証可能性、理解可能性）を開示に適用します。適正な表示のフレームワークは、IFRS サステナビリティ開示基準等と整合的であり、基準間のさらなる相互運用可能性を達成するという意図と一致しています（相互運用可能性の詳細については[レバー6](#)を参照）。



点と点の接続

適正な表示のフレームワークは、財務報告で使用されるフレームワークと整合的であり、「関連性」と「忠実な表示」という主要な特徴に焦点を当てています。作成者は、（1）開示された重要性のあるサステナビリティ情報が無関係な詳細情報によって不明瞭になっていないか（2）公正かつ偏りのない方法で判断が適用されているか（3）一般目的のサステナビリティステートメントが、経営者の報告書や関連する財務諸表の他の部分と首尾一貫した記述を提供しているか、を評価するために、「スタンドバック」評価を行う必要があります。同様に、保証提供者は、経営者が適正な表示を主張するための十分な証拠を収集することによって結論を形成すべきです。

レバー2：サステナビリティステートメントの読みやすさ・簡潔さの改善と企業報告全体への統合

サステナビリティステートメントの読みやすさと簡潔さを改善し、企業報告全体への統合を改善するための ESRS 1 の改正案には以下のものが含まれています。

- **エグゼクティブ・サマリー**—サステナビリティステートメントの冒頭にエグゼクティブ・サマリーを付けるオプションを導入しています
- **レポート構造の柔軟性**—サステナビリティステートメントに要求される構造の概要を説明していた ESRS 1 の必須要求の付録を削除することにより、より柔軟な表示をサポートしています。ただし、サステナビリティステートメントは、一般情報、環境情報、社会情報、ガバナンス情報の順に 4 つのパートで引き続き構成する必要があります。
- **付録の使用**—詳細な指標、EUT に関する情報、重要性がない事項に関する追加情報（下記参照）のような詳細な情報をサステナビリティステートメントの付録に含めることをより明示的に認めています
- **つながりのある情報の明確化と繰り返しの情報の削除**—つながりのある情報のコンセプトを明確化し、開示情報の断片化や、同じトピック、特に方針（policies）、行動（actions）、目標（targets）（PAT）に関する情報の繰り返しを阻止しています。この提案は、PAT の管理方法に基づいて PAT をグループ化することを可能にすることで、簡潔で繰り返しのない報告を促進し、同じ PAT に関連する内容がサステナビリティ報告の異なるパートで繰り返されるべきではないことを明確にすることを意図しています。提案はまた、サステナビリティステートメントと他の企業報告文書との間のつながりのある情報の相互参照が、繰り返しの報告を避けるために必要な場合に行われるべきであることを明確にしています。
- **重要性のない情報**—当該情報が特定の利用者にとって必要であると企業が判断した場合、または開示されたサステナビリティ情報が他の法令もしくは他の一般的に受け入れられているサステナビリティ報告の基準およびフレームワークに由来する場合、サステナビリティステートメントに重要性のないトピックを含めることを許可しています。開示される場合には、重要性のない情報は明確に識別され、重要性のある情報を不明瞭にしない方法で提示されるべきです。重要性のない情報は、サステナビリティステートメントの付録またはサブパートで開示することができます。

レバー3：GDR とトピック別要求事項の関係に対する重要な修正

ESRS 2 とトピック別基準との間の開示要求の関係を明確にするための改正案には以下のものが含まれています。

- **GDR の修正**—「最低開示要求（MDR）」を「全般開示要求（GDR）」に改称し、改正案全体を通して、データポイントの数の削減を行っています。
- **PAT 開示の削減**：
 - PAT 関連の開示情報の大部分が ESRS 2 内の GDR になるため、トピック別基準内の必須 PAT データポイントの数を削減しています。
 - （1）企業が PAT を有している場合にのみ PAT の報告が必要であること、（2）企業が重要性のある IRO に関連して PAT を有していない場合には、その事実のみが開示情報として要求される（有していない理由に関する開示は要求されない）ことを明確化しています。
- **トピック開示要求の修正**—ESRS 2 の他のトピック特定事項に対しても GDR と同じアプローチを複製しています。ガバナンス、戦略、IRO 管理についてトピック別基準に追加の要求事項を定めていたオリジナル ESRS の ESRS 2 の付録 C は削除されました

レバー4：基準の理解可能性、明確さ、利便性の向上

開示要求の構造を変更し、以下のように必須（mandatory）の内容と必須でない（nonmandatory）内容をより明確に区別するように、基準全体にわたって改正が提案されています。

- **必須要求事項**—必須（shall）開示を簡素化および削減し、基準本体にすべての要求事項を掲載しています。
- **適用要求事項（Application Requirements（AR））**—AR を削減および簡素化し、関連セクションまたは開示要求のそばにボックス化して掲載しています。AR に含まれているデータポイントはありません。
- **必須でない開示情報**—ESRS 本体に残った一部の項目を除き、任意（may）の開示は削除するか、別の NMIG 文書に移動されました。

結論の根拠の付録 3「Statistics About the Number of Datapoints」では、基準ごとのデータポイントの変更案の要約を提供しています。

レバー5：企業の負担を軽減するための追加的な救済措置の提案

追加的な救済措置を提供するために提案された基準の改正には、以下に関するものが含まれています。

- **過大なコストと労力**—重要性の評価、報告されたバリューチェーン情報、および自社の事業の指標を含むべき指標に対して、「過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」の使用を認めています。
- **重要性がない活動**—IRO の重大なドライバーになるとは予想されていない活動を、指標の計算から除外できます。
- **部分的範囲**—過大なコストや労力なしには信頼できるデータを得ることができない場合には、関連する報告バウンダリーの一部の範囲のみをカバーする指標の開示を認めています。この救済措置は、温室効果ガス（GHG）排出量を除き、自社の事業とバリューチェーンの両方の指標に適用され、追加的な開示が必要となります。

- **共同支配事業 (Joint operations)** —企業が経営支配 (operational control) を有していない共同支配事業を環境指標の算定から除外することを認めています (ESRS E1「気候変動」を除く)。
- **バリューチェーン指標の階層**—直接データから導出されるバリューチェーン指標の優先はもはや指定されなくなりました。その代わりに、提案では、データの実用性と信頼性に応じて、一次データまたはデータ推定値の使用を認めています。
- **リースされた資産**—リースされた資産の使用から生じる IRO は、資産が法的に所有されているかリースされているかに依存しないことを明確にすることにより、報告バウンダリーにおけるリースの取扱いに関するガイダンスを提供しています。
- **取得および処分**—報告期間中に子会社または事業を取得した企業は、子会社または事業を重要性評価およびサステナビリティステートメントに含めることを翌報告期間に延期することができます。同様に、企業が報告期間中に子会社又は事業に関する支配を失った場合には、当該報告期間の期首から重要性評価の範囲及び報告バウンダリーを調整することが認められます。
- **予想される財務上の影響**—予想される財務上の影響に対する救済の検討、および定量的情報、定性的情報、またはその両方の開示について提供される 2 つの選択肢に関するステークホルダーからのフィードバックの要請が含まれています。

レバー6：他のグローバルサステナビリティ報告のフレームワークとの相互運用可能性の強化

グローバルサステナビリティ基準、特に IFRS サステナビリティ開示基準との相互運用可能性を強化することを目的とした基準の改正案には、以下が含まれます。

- **用語の統一**—EFRAG が可能と判断した場合には、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」および IFRS S2 号「気候関連開示」で使用されている用語と同一の用語を採用しています。
- **セクター別ガイダンス**—企業固有の情報を特定するためのガイダンスの情報源として、IFRS サステナビリティ開示基準、SASB 基準、GRI セクター基準の業界コンテンツへの参照を含めています。
- **負担軽減**—IFRS サステナビリティ開示基準のプロポーショナルリタイムカニズムに沿った特定の負担軽減を含めています ([レバー5](#) で議論)。
- **適正な表示 (Fair Presentation)** —ESRS が適正な表示のフレームワークであることを意図していることを特定しており、これは IFRS サステナビリティ開示基準で採用されているフレームワークです ([レバー1](#) で議論)。
- **GHG 排出バウンダリー**—GHG 排出バウンダリーを GHG プロトコルとより密接に整合させるために修正しています¹³。提案された基準は、財務支配力アプローチの使用を要求しています。財務支配力アプローチ (financial control approach) が企業の全体的な排出量を適正に表示しない特定の状況においては経営支配力アプローチ (operational control approach) に従ったスコープ 1 および 2 の追加的な開示が要求されます。これとは対照的に、GHG プロトコルと IFRS サステナビリティ開示基準では、財務支配力アプローチまたは経営支配力アプローチ (および持分割合アプローチ) のいずれかの使用を認めています。このため、財務支配力アプローチの使用を要求する ESRS の改正は、GHG プロトコルおよび IFRS サステナビリティ開示基準に従った GHG 排出量開示との完全な相互運用可能性を達成できない問題を解決するものではありません。

¹³ GHG プロトコルは、GHG 排出量の算定と報告に関する一連の基準および関連するガイダンスです。

欧州委員会レベルでの追加検討事項

EC が CSRD（レベル 1 規制と呼ばれる）の変更の可能性を検討しているため、公開草案には含まれていないトピックがいくつかあります。

- 金融機関にとってのバリューチェーンの定義
- 金融持株会社の子会社の連結免除
- 秘密情報または機微な情報の省略に対する救済措置
- 「1.5°C への整合性（compatibility with 1.5 degrees）」の意味。これは移行計画の開示に関連して ESRS E1 で使用されている。
- 強制ではない例示的ガイダンスを法文の一部として含めるべきか、または委任法令とは別で維持されるべきか

また、CSRD の改正案では、CSRD の対象範囲内にある企業が、対象範囲外のバリューチェーン内の企業に対して要求できる情報を制限するバリューチェーンキャップが設けられています。EC は、自主的な SME

（VSME）基準に基づく、要請される可能性のある情報を明記した自主的な報告基準を委任法令によって採択することが期待されています。2025 年 7 月 30 日、EC は VSME 基準の勧告を採択しました。バリューチェーンキャップの目的で使用される将来の自主的な報告基準の内容は、この VSME の勧告とは異なる可能性があります。

タイムライン

EFRAG は、[パブリックコンサルテーション調査](#)を通じて公開草案に関するフィードバックを求めています。意見募集期間は 2025 年 9 月 29 日までです。EFRAG は、2025 年 11 月 30 日までに技術的助言を最終決定し、EC に提出する前に、公開草案に対して受け取ったフィードバックを分析し、検討することが求められています。EC は、ESRS を改正する委任法令案を採択する際に、EFRAG の技術的助言を考慮します。EC は、技術的助言とは異なる改正 ESRS を採用することができます。

EC は、可能な限り早期に、遅くともコンテンツ提案の最終決定¹⁴から 6 ヶ月以内に、必要な委任法令を採択することを目指しています。このタイムラインは、オムニバスプロポーザルが最終決定された後、Wave 2 企業の最初の報告年度である 2027 会計年度に改正基準を適用する企業に間に合うように ESRS を委任法令として採択できるように設定されており、2026 会計年度には早期適用可能としています。

EUT 報告の改正案

2025 年 7 月 4 日、EC は EUT の簡素化に関する提案を最終化する委任法令を採択しました。委任法令は、以下の簡素化を含んでいます。

- すべての企業は、その事業にとって財務的に重要性のない経済活動について、タクソミーの適格性と適合性の評価を免除されます。非金融企業の場合、活動の金額が当該企業の総収益、資本的支出（CapEx）または営業費用（OpEx）のいずれかに占める割合が 10%未満の場合には、重要性が乏しいとみなされます。
- 非金融企業は、そのような費用がビジネスモデルにとって重要でないと考えられる場合には、OpEx 全体のタクソミーの整合性の評価を免除されます。
- 金融機関は、銀行のグリーン資産比率（GAR）のように簡素化された主要な業績指標（KPI）のみを報告すればよく、2 年間は詳細なタクソミー-KPI を報告しないオプションがあります。

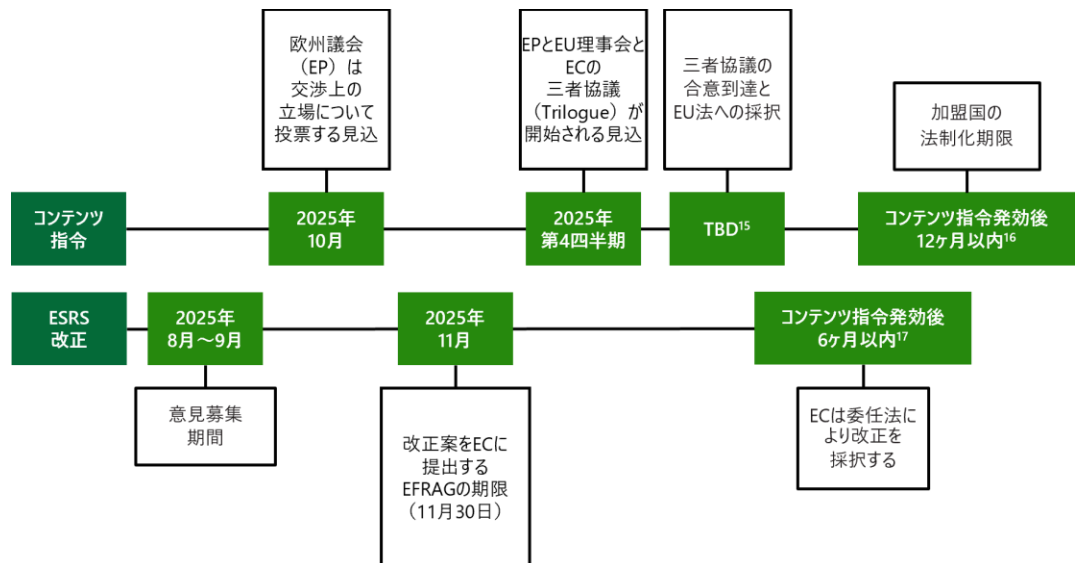
¹⁴ 最終決定は、提案中の指令が「EU 官報（the Official Journal of the European Union）」に掲載された後に発効したときに行われます。

- ・タクソミー報告のテンプレートは、レポートされるデータポイントの数を非金融企業については 64%、金融機関については 89%削減することで合理化される
- ・化学物質の使用及び存在に関する「汚染の防止及び管理」のための「著しい害を与えない（“Do No Significant Harm”, DNSH）」基準が簡素化される

委任された法律は、欧州議会と EU 理事会によって精査されます。この変更は、（1）さらに 2 カ月延長可能な 4 カ月の精査期間が終了し、（2）委任法令が EU 官報に掲載された時点で適用されます。委任法令は 2026 年 1 月 1 日に発効し、2025 会計年度の報告を対象とします。しかし、企業は 2026 会計年度からこれらの措置を適用することができるオプションを有しています。

次のステップ

コンテンツ法案および ESRS 改正を含む、提案されたオムニバス法案の各構成要素の状況を以下に要約しています。



企業は、提案の進捗状況を引き続き監視すべきであり、パブリックコンサルテーション調査を通じて ESRS 公開草案に対応することを検討することもできます。

さらに、提案された ESRS の改正に関して、企業は以下の事項を考慮することができます。

- ・更新された DMA ガイダンスが、自主的または規制上の開示情報の DMA 評価にどのように影響するか、および 10%の重要性閾値が EU タクソミー報告にどのように影響するかを決定する
- ・公開草案が過去、現在、および計画された将来の準備作業にどのように影響するかを評価する
最終基準が公表されたら、最終基準との整合性を確保するために、より詳細な評価を計画する

¹⁵ 交渉の期間は不明であり、様々な要因によって影響を受ける可能性がある。

¹⁶ EC コンテンツ法案は、コンテンツ指令の発効から 12 ヶ月以内に加盟国が法制化することを求めている。

¹⁷ EC コンテンツ法案は、コンテンツ指令の発効から 6 ヶ月以内に委任法令を採択する意図を示している。

- ESRS の報告の努力が、カリフォルニア州上院法、IFRS サステナビリティ開示基準など、GRI スタンド
ードなどの他の法域又は任意のフレームワークとどのように整合するかを評価する。このアプローチは、サ
ステナビリティ開示全体の一貫性、比較可能性、効率性を促進することができる。その際、企業は、
次のことを行うべきである
 - 更新された用語や GHG 排出バウンダリーなど、改正案で導入された意図された相互運用
可能性の領域を考慮する
 - その他の相違点を考慮する
- 適正な表示のフレームワーク、情報の全体的なフィルターとしての重要性、および開示情報における
管理されているレベルでの重要性のある IRO の開示に重点を置くことの潜在的な影響を評価する
- 公開草案及び EUT の提案された変更が、計画されたイニシアチブ及び内部ステークホルダーの責任
にどのように影響するかについての内部認識を高めるとともに、経営幹部や取締役会が必要とする
かもしれない認識レベルを高める
- CSRD の適用範囲外の企業については、サステナビリティ情報を求める顧客（特に CSRD の下で
報告している大企業）に情報を提供する手段として、VSME 基準の使用を考慮する

連絡先



Kristen Sullivan
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Christine Robinson
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 801 366 6839
chrobinson@deloitte.com



Sean May
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 6930
semay@deloitte.com



Blair McCauley
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 4030
bmccauley@deloitte.com



Doug Rand
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 220 2754
dorand@deloitte.com



Lauren Horner
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 7567
lahorner@deloitte.com



Megan Konzek
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 206 716 6712
mkonzek@deloitte.com



Val LaRochelle
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 561 962 7656
vlarochelle@deloitte.com



Jose Lazo
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 787 282 5349
jlazo@deloitte.com



Meaghan Meyer
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 469 417 3205
mehouston@deloitte.com

財務担当者向け Dbriefs

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブ Web キャストである"[Dbriefs](#)"にご参加ください。『[財務担当者向け報告書](#)』シリーズでは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどのトピックを取り扱っています。また、Dbriefs では、CPE クレジットを取得するための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたの席上にて。

定期購読

Debrief を購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](#) へアクセスしてください。

デロイト会計調査ツール

[Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) は、会計および財務情報に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SEC の資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。営業日毎に更新される DART は、直感的なデザインと強力な検索機能を備えており、ユーザーはいつでも、どのデバイスやブラウザからでも情報をすばやく見つけることができます。ユーザーは、App Store または Google Play からデロイト[モバイルアプリ](#)の DART をダウンロードして、デスクトップとモバイルデバイス間でシームレスに作業することもできます。DART のコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者は Deloitte の「[FASB 会計基準コディフィケーションマニュアル](#)」などのプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DART の加入者などは、最新のニュース記事や出版物、その他の DART への追加情報へのリンクを提供する「[Weekly Accounting Roundup](#)」を[購読](#)することもできます。詳細、またはプレミアム DART コンテンツの 30 日間無料トライアルにサインアップするには、[dart.deloitte.com](#) にアクセスしてください。

デロイトモバイルアプリの DART をダウンロード



原文（英語）：[Heads Up — European Sustainability Reporting — Omnibus Update and Proposed Revised European Sustainability Reporting Standards](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301